

平成二十一年二月十日受領
答弁第七四号

内閣衆質一七一第七四号

平成二十一年二月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日本海で拿捕された漁船の解放に向けた政府の取組等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出日本海で拿捕された漁船の解放に向けた政府の取組等に関する質問に対する答弁書

一から八までについて

外務省は、平成二十一年一月二十七日日本時間午後九時過ぎに、御指摘の件についての連絡を受け、その後速やかに外務大臣等に報告を行うとともに、在ウラジオストク日本国総領事館等を通じて、ロシア側に対して、事実関係の確認並びに国際法上の義務及び人道的観点から、船長を含む乗組員及び船体の早期解放について申入れを行った。

これに対して、ロシア側から、同日、ロシア連邦保安庁国境警備局の警備艇がロシア連邦の排他的経済水域内において御指摘の日本漁船を発見し、同漁船が操業を行っている様子がうかがえたため、臨検したところ、船内から十トンのカニが発見されたことから、ロシア連邦の排他的経済水域内における不法操業の疑いにより同漁船をだ捕したとの説明があった。

また、在ウラジオストク日本国総領事館の館員が御指摘の日本漁船の乗組員と面会し、乗組員全員の健康状態等に問題がないことを確認した。

外務省としては、今後とも必要な申入れ等を行っていく考えである。

九について

御指摘の「「拿捕事件」と類似した、我が国の漁船がロシア国境警備局等ロシア当局に拿捕される事件」がいかなるものを指すのか明らかではないことから、お尋ねの件数についてお答えすることは困難である。

十について

外務省としては、平成十五年一月に採択された日露行動計画に基づき、幅広い分野で我が国とロシア連邦との間の関係の進展に努めてきている。